

1. 議事日程第6号

(平成22年第2回大口町議会定例会)

平成22年3月23日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第9号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第10号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について並びに議案第12号 大口町明日のまちづくり基金条例の制定についてから議案第28号 平成22年度大口町社本育英事業特別会計予算まで
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正についてから議員提出議案第3号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核拡散防止条約(NPT)再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 吉田正 | 2番 | 田中一成 |
| 3番 | 柘植満 | 4番 | 岡孝夫 |
| 5番 | 宮田和美 | 6番 | 酒井廣治 |
| 7番 | 丹羽勉 | 8番 | 土田進 |
| 9番 | 鈴木喜博 | 10番 | 齊木一三 |
| 11番 | 吉田正輝 | 12番 | 木野春徳 |
| 13番 | 倉知敏美 | 14番 | 酒井久和 |
| 15番 | 宇野昌康 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 森 進 副 町 長 大 森 滋

| | | | |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 教 育 長 | 長 屋 孝 成 | 地域協働部長 | 近 藤 定 昭 |
| 健康福祉部長 | 村 田 貞 俊 | 建 設 部 長 兼都市整備課長 | 野 田 透 |
| 総 務 部 長 兼政策推進課長 | 近 藤 則 義 | 生涯教育部長 | 三 輪 恒 久 |
| 会 計 管 理 者 | 星 野 健 一 | | |

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------------------|---------|
| 議会事務局長 | 小 島 幹 久 | 議 会 事 務 局 長 議 次 | 佐 藤 幹 広 |
|--------|---------|--------------------|---------|

開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは、皆様、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第9号、議案第10号並びに議案第12号から議案第28号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第2、議案第9号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第10号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について並びに議案第12号 大口町明日のまちづくり基金条例の制定についてから議案第28号 平成22年度大口町社本育英事業特別会計予算までを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 倉知敏美議員。

総務建設常任委員長（倉知敏美君） 改めまして、皆様、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る3月9日の本会議におきまして、私ども総務建設常任委員会が付託を受けました10議案につきまして、慎重に審査をいたしました内容とその結果を付託議案の順に御報告を申し上げます。

なお、当委員会は、3月12日午前9時半から役場3階第1委員会室にて、委員全員の出席と森町長、大森副町長以下関係職員の出席を得まして開催をいたしました。

それでは、まず最初に議案第9号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから御報告を申し上げます。

この議案に対しましては、特に質疑もなく、議案第9号は採決の結果、全員の賛成をもって

原案のとおり可決すべきものと決しました。

続く議案第10号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、そして議案第12号 大口町明日のまちづくり基金条例の制定について及び議案第13号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第9号）（所管分）につきましても、特に発言もなく、採決の結果、議案第10号、第12号及び第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑に入りました。

まず初めに、公共下水道の普及の程度及び上小口、河北の進捗についての質問に、普及率は70.5%、接続状態を示す水洗化率は20年度末で61.1%である。また、上小口、河北については、23年度以降工事着工できるようにしたいと答弁がありましたが、接続率向上の啓発活動はどうしているのかという質問に対しましては、年間三、四回広報紙を通じてお願いをしているというお答えがありました。最後に、早く下水に切りかえていただけるよう、今後も啓発活動は続けていってほしいといった要望もございました。

そのほかには発言もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）について審査に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成22年度大口町一般会計予算（所管分）の審査に入りました。

まず歳入の方で、法人町民税の見通しについての質問がございました。これに対しまして、3月期決算の見込みを見ると大きく業績を回復している業種もあるが、欠損金の処理やトヨタ関連の不確定要因もあるので、当初の見込みどおり計上したといった答弁がございました。

また、歳出の方では、議会事務局と監査事務局の統合により監査事務局の専任が1人になるが、支障はないのかとの質問に、事前に議論もして、全体を4人でやれば問題ないと理解しているといった答弁がございました。

続いて、公用車運転業務委託料の内容について質問がございました。これに対しましては、バスと1、2号車それぞれ1人ずつ計3人の運転手がいるが、予約が入ると随時業務をお願いしていて、ずうっと張りついているわけではない。台数削減の可能性も調査して、今後経費節減の運行体制を確立していければと思うので御理解をいただきたい、そういった御答弁がございました。

次に、給与改定と地域手当の削減による影響額はとの問いに、全体で8,600万ぐらい、1人平均47万ぐらいである。昨年の改定では平均で0.2%削減であったが、若年層については据え

置いてあるとのお答えでございました。

また、宿日直業務委託料についての質問もございました。これに対しましては、ワークセンターに委託している。緊急時対応についてはマニュアル等で対応している、そういった答弁がありました。緊急時には幹部職員への連絡もとれる体制もとっておいてほしいといった要望もございました。

さらに、農業塾とか、農業後継者の育成について具体的説明を求める質問がありましたが、これに対しまして、緊急雇用絡みで休耕田等対策も兼ねて営農に向いていく方を探すのが目的である。農業で生計が立つ方向へ持っていける援助がしたい、販売先の開拓もしていきたい、そういったお答えでございました。

また、森新体制になって、この農業公園構想にどのように取り組んでいくのかとの質問に、森町長は、循環型社会という中での農業公園構想であるにとらえると、一つ一つの事業はそれなりの成果、結果が出ているが、それらがつながっていかないと当初の農業公園構想につながらないと思う。個別の取り組みは周知できたし、これにかかわる団体や個人もできてきました。ここで何かきっかけをつくらないとつながっていかないし、所得補償といった非常に難しい一つの問題もあるが、何とか近づけるよう今後も取り組んでいきたい、そういったお答えがございました。

そして、景観事業用地耕起作業についても質問がございました。自分たちでまいた菜の花のその後の耕作や草刈りなどをお願いしている。桃花台線の周辺であるとの答弁がございました。

その他の質問にも的確なる答弁がありまして、最終的に採決の結果、議案第19号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号 平成22年度大口町土地取得特別会計予算及び議案第26号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計予算について審査に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、両議案とも全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

最後に、議案第27号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の審査に入りました。ここで、水洗化率についてのお尋ねがありましたが、100%以上であるとお答えがありました。以上と言うが、詰まりなどトラブルはないかとの問いに、余裕を見た計画になっているからきちんと対応している、そういった答弁がございました。

そのほか質問もなく、採決の結果、全員賛成で議案第27号は可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会に付託を受けました議案の審査内容とその結果の御報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。御苦労さまでございました。

それでは続いて、文教福祉常任委員長 丹羽勉議員。

文教福祉常任委員長(丹羽 勉君) 改めましておはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る3月9日本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案11件の審査内容とその結果及び質疑の主なものについて御報告いたします。

委員会は、3月11日木曜日午前9時30分より午後2時40分まで、第1委員会室において、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席を得て慎重に審査いたしました。

付託を受けました議案は、既に本会議において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

初めに、議案第13号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第9号)(所管分)については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について質疑に入りました。

葬祭費を125万円減額することについての質問に、75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行され、対象者が減少したことによるものだとの答弁がありました。

次に、新型インフルエンザの影響はどの程度かという質問に、11月の状況は、レセプト件数が全体で6,672件、うちインフルエンザのレセプトが191件で2.9%、療養費は約190万円、率にして2.1%ぐらいの影響になるとの答弁がありました。

その他の質疑にも適切に答弁がなされ、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号)について質疑に入りました。

老人保健特別会計のコンピューターシステムについての質問に、平成14年度に老人保健の対象者が70歳から75歳に引き上げられた時点でシステムはとまり、以後は、転出入等の管理を手作業で行っているものの、医療のシステムそのものは電算で処理しているとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 平成21年度大口町社本育英事業特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

500万円の寄附についての質問に、10年ぐらい前、寄進者に利子だけによる運営ができないことを伝えたところ、100万円の寄附があり、その後はなくなる都度寄附を受けていたもので、今回は500万円の寄附があったものだとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 平成22年度大口町一般会計予算（所管分）については、歳入、歳出に分けて質疑に入りました。

最初に歳入について、延長保育料の徴収についての質問に、延長保育を利用しない人との比較ということ、また延長保育に要する経費の負担をお願いするものだとの答弁がありました。

次に歳出について、コミュニティーバスに親しみが持てる企画を検討すべきではないかとの質問に、コミュニティーバスを町に根づけたいとの思いで取り組んできたものの限界があり、住民との協働、企業との協働をモデルケースとして、御提案の内容を盛り込んだ中で、次の事業展開に当たっていくとの答弁がありました。

次に、防犯灯のLED化についての質問に、町が管理する84基のうち、今年度30基取りかえ、3年で町管理のすべてをLED化する計画だとの答弁がありました。

次に、障害のある人の福祉手当についての質問に、以前に比較すると縮小傾向にあるが、他市町はまちまちで対応しており、経済状況や全体のことを考えたとき、手当を拡充することは考えていないとの答弁がありました。

次に、臨時職員が行う保育園の給食業務についての質問に、正規の職員ですべてを賄うことが理想ではあるが、限られた資源で多くのサービスを提供しようとする中で、どう選択するか、また労働問題と、町が歳出を削減していこうとすることを峻別して考える必要があると思うとの答弁がありました。

次に、県の遺児手当の減収分を町で補てんすることはできないかという質問に、町は1,188万円という予算をもって措置をしているので、それ以上のカバーということは考えていないとの答弁がありました。

次に、健康推進員の任期の短縮についての質問に、平成22年度からは従来どおり3年間実施し、その間に次の健康推進員制度に向けて検討するとの答弁がありました。

次に、事業所の剪定枝についての質問に、事業系の剪定枝を御供所の剪定枝置き場へ入れる予定はないので、事業系の剪定枝は江南丹羽へ持ち込んでいただきたいとの答弁がありました。

次に、資源ごみ回収のスタンプカード制についての質問に、ごみ減量の成果はあり、さらな

る減量に期待できるので、いましばらくは続けていくとの答弁がありました。

次に、南小学校の耐震性貯水槽を撤去する工事費が計上されているが、校舎の位置は決定しているのかという質問に、最終的なものではないが、学校の工事に影響が出ないように、あらかじめ当初予算に計上したとの答弁がありました。

次に、上小口工業団地内の消火栓についての質問に、産業団地の国道西側で、県道を渡ったところからT字路の手前まで水道管を布設し、その先に1ヵ所だけ消火栓を設置するとの答弁がありました。

次に、北小学校の跡地利用及び運動場の樹木についての質問に、跡地利用は関係部署で検討するほか、樹木は大木のメタセコイア、センダンと五条川沿いの自然歩道側にある樹木は残し、おとぎの山は移設できれば移設し、できなければ解体工事に合わせて新たに北小学校に同じようなものをつくる計画をしているとの答弁がありました。

その他の質疑にも適切に答弁がなされ、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 平成22年度大口町国際交流事業特別会計予算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計予算について質疑に入りました。

資格証明書についての質問に、昨年6月時点から19件減少した理由は、転出、生活保護による資格喪失、一部納付で短期保険証の交付に変わったとの答弁がありました。

その他の質疑にも適切に答弁がなされ、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 平成22年度大口町老人保健特別会計予算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入りました。

後期高齢者医療の保険料が都道府県によってばらつきがあり、国が値上げをしないように通達したと聞いているが考慮されなかったのかという質問に、愛知県は全国的にも上昇率が高く、12%の伸びを基金の取り崩しにより4.95%に保険料の上昇を抑えているとの答弁がありました。

さらに、大口町の特別会計の予算だから一般会計から繰入金で上昇分を抑えることはできないかという質問に、保険料は広域連合で決定するので、大口町から繰り入れることはなじまないとの答弁がありました。

その他の質疑にも適切に答弁がなされ、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決す

べきものと決しました。

続いて、議案第25号 平成22年度大口町介護保険特別会計予算について質疑に入りました。

大口町の要介護1以上の人で特別養護老人ホームに入所を希望している人はどのくらいいるかという質問に、特別養護老人ホーム御桜乃里で待機者が208名、そのうち55名が町内の人だとの答弁がありました。

さらに、大口町の人55名もサービスが受けられないのは制度として矛盾しておるという質問に、待機者にしてもサービスを利用できないわけではなく、ショートステイ、デイサービスなどを組み合わせる中で順番を待つという形をとっているとの答弁がありました。

その他の質疑にも適切に答弁がなされ、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 平成22年度大口町社育英事業特別会計予算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案11件の審査内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第9号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第9号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につ

いて討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第10号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 大口市明日のまちづくり基金条例の制定について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第12号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成21年度大口市一般会計補正予算(第9号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第13号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成21年度大口市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第14号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第15号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論に入ります。
す。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第16号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)の討論に
入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第17号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成21年度大口町社本育英事業特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第18号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成22年度大口町一般会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 今、国の政治におきまして、新政権に期待する多くの皆さんがおられたわけでありませうけれども、新しい財源確保は行き詰まって次年度以降の予算がどうなるのか、そういうことについて今盛んに議論が行われ、結局は消費税の増税しかないというようなキャンペーンが一般新聞の報道等でもしきりに行われております。しかし、消費税は経済的に弱い立場の人に大きな負担の割合を求めるといふ、そうした税金であって、私ども日本共産党は断固として、そのことには反対をしていかなければならないというふうに思っております。

新しい財源は、恒常的にどのように確保すべきなのか、これは庶民に対しては定率減税が廃止をされたにもかかわらず、大企業、大資産家に対する減税措置はいまだに温存されたままであります。この10年間、OECD諸国の中で、いわゆる雇用者報酬が毎年下がっているのは日本だけあります。これに反比例して、大企業の内部留保は200兆円から400兆円に倍増するという異常な状況で、日本の社会的な富は一部の大企業と大資産家に集中をしている、こういう異常な状況が続いております。こうした状況を打開して、きちんとした健全な財政を確保していくには、こうした行き過ぎた大企業や一部の大資産家に集中している社会的な富を税制を通じて社会に再配分をする、この機能を強める以外にはありません。

こうしたことで、大口町の法人税等も大変大きな減少をしているところでありますけれども、こうした大企業に対する行き過ぎた減税措置に対して、きちんと批判的な精神を持って国に対しても物を言う町政が私は必要だろうというふうに思いますが、残念ながらそういう姿勢にはきちんと立っていただいていないというふうに言わざるを得ません。

とりわけ大口町の町内のボッシュ・レックスロスという企業が町内工場を閉鎖するという方針で、今、大変働いている人たちは困っているわけでありましてけれども、こうした大企業に対してもきちんと物を大口町として言うという姿勢にも欠けていることは大変残念であります。

さらに、職員の皆さんの給与が大幅に切り下げられました。公務員は、日本の場合は労働者としての基本的な権利が全く剥奪されたままであります。労働者としての権利を行使して闘うこともできないこうした皆さんに対して、国の方針だということで大幅な給与の削減を一方的に行うというのは、私は理解することができません。平均40万円程度、多い人で70万円年間給与がカットされるという異常な状況。これは民間と比較してと言いますけれども、雇用者報酬全体を引き下げながら、また物価も下がって消費を減退させていくということで、デフレの悪循環で日本の経済をますます疲弊をさせていく一つの要因となってしまいます。国の地方に対する地方公務員の給与の統制については断固として反対をして、自主的に地方が決めていくことができるようにすべきであります。

さらに残念なのは、地域包括支援センターであります。これは、町が直営でやってきたわけでありましてけれども、高齢者の皆さんの総合的な窓口の役割を果たしながら、介護予防ということで、積極的な役割を町行政とタイアップしてこそ進めていくことができました。この地域包括支援センターを民間に委託をするということですと、町行政とタイアップをしながら地域包括支援センターの機能を100%発揮していくということについては、私は大きな弊害をもたらさず、こういうことで大変心配をしております。今、十分な介護が受けられない、御桜乃里でも町内の皆さんが55人も待機をしているということでありまして、在宅介護のシステムが十分に発揮されないと大変なわけでありましてけれども、残念ながら夜間の介護サービス等がないという一例を見ても、そうした重度の寝たきりに近いような皆さんの家は、介護される者も介護する方も大変な状況であります。こうした皆さんに対する十分な介護サービスがきちんと行われるようにするためにも、そうした皆さんの十分な相談相手になっていく必要があるかというふうに思います。

こんな点で一般会計には反対をしてみたいけれども、森町政になって、学校給食費を半分にするとか、あるいは西小学校の耐震化工事も行って、南小学校の建てかえの予算についても積極的に組まれたことは評価をしなければなりませんし、また緊急雇用対策、あるいは中小企業に対する緊急融資制度、これらを継続、あるいは充実をしている点については大いに評価をしてみたいし、またこれらの事業についてはさらに積極的に進めていただきたいと思っております。

若干の要望事項を述べますが、国民健康保険料が高くて払えない、こういう問題は全国的な問題でもあり、大口町の問題でもあります。悪質な人は、私はごく少数だというふうに

思いますけれども、滞納者が役場の窓口に来ていただいたら、きちんと短期でも国民健康保険証をお渡ししますということを住民に徹底すべきであります。役場に行ったら払いたくても払えない、払えないのに役場に行くのはもう嫌だということで窓口にもお見えにならない方、そういう方に対しては資格証明書が発行され、結局は医療の窓口で10割負担をしなければならないから医療にかからない、かかれないということで、全国的にはみずから命を絶つ、あるいは医療にかかるのが手おくれで命を短くしてしまっている、こういう例が後を絶たないわけであります。資格証明書は、原則発行しないというふうに行政の姿勢を確立していただかなければなりません。

さらに近隣自治体では、精神障害者の皆さんに対する一般疾病についても、半額あるいは全額、今年度から助成をするという仕組みが新たにつくられてきておりますけれども、残念ながら大口町とお隣の扶桑町は、こうしたことについて新年度予算では手がつけておりません。ぜひ早期に近隣自治体と肩を並べて、こうした精神障害者の皆さんに対する一般疾病への助成も強めていただきたいというふうに思います。

また、母子通園事業については、予算の枠内で給食費の徴収については検討させてもらうという答弁がありましたけれども、利用料についてもぜひ積極的に検討していただきたいと思います。母子通園事業は、発達障害を抱えたお子さんをお母さんが保育園に週に2回ほど連れてきて、そしてその発達障害を克服しようという事業でありますから、一般の健常児以上に手厚く、これらの皆さんに対する施策を充実すべきであります。わずかの利用料でも、お母さんは健常児の母さんと違って働くこともできない、そういう環境にあることを思えば、母子通園事業の利用料についても、これは廃止をする方向でぜひ積極的な検討をしていただきたいというふうに思います。

この不況の中で、地域経済も積極的にどうしたらいいのか、活性化についてもっと積極的な施策を講じていただきたいというふうに思います。小規模事業者登録制度というのもありますけれども、この登録制度を活用している事業者はごくまれであります。同じお金が、この地域、大口町内を循環する速度が速ければ速いほど、地域経済は潤い、住民の生活は豊かになるということであります。そういう発想からすれば、例えば町内の皆さんが町内の住宅建設会社などを利用して住宅をリフォームする、あるいは新築をする、改修する。そういう場合に助成をするということで、町内でお金がぐるぐるとうまく回っていく、こういうことをバックアップするようなシステム、これは大変重要であります。進んだ地域では、地域マネーというようなことを発想してやっているところもあるわけですがけれども、そういう意味で、同じお金でも、金は天下の回り物と言いますが、回る速度が速ければ速いほど社会は潤い、地域は潤うということですので、ぜひそんな点についても積極的に御検討いただいて、地域経済が豊

かになるような発想での町政運営をお願いして、私の討論とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 議案第19号 平成22年度大口町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成22年度における一般会計の予算規模は73億円で、前年度と比較して13億2,000万円、15.3%の減少となっております。この主な要因は、過日、竣工式を迎えた新生北小学校の整備事業が終了したことによる約18億円の減額と、国の子ども手当の創設による約5億4,000万円の増額であり、これらの要因を除くと約6,000万円の増額となっております。昨年の予算編成は、100年に1度と言われるこれまでに経験したことのない極めて厳しい経済情勢でありましたが、また本年は個人町民税の歳入が景気の後退の影響をまともに受ける年に当たります。

こうした中で、町長から幹部職員へ積極的に権限を委譲し、予算編成方法を大きく変えたことにより、町民生活に直結する施策を維持しつつ、西小学校の耐震化及び南小学校の新築工事を前倒しして着手する事業費を確保できたことは評価するものであります。

さらに、懸案事項であった庁舎の耐震工事や、さきの町長選で示されたマニフェストを着実に実行する予算を計上しております。また、国の指導で廃止される職員の皆さんの地域手当の一部を町の生活基盤整備に充てる基金に積み立てることなどについて、経営計画書を作成し、選択と集中をすることにより、限られた予算を重点施策に配分されております。行政にはさまざまな施策があり、施策ごとに論ずればだれもが認めることであっても、それらが幾つも積み重なれば、おのずと全体の中では抑制しなければならないこともあろうかと思えます。

本町の財政は、先人たちの英知によって豊かな財政を保っておりますが、ともすれば歳出要求に屈しがちな中であって、その資産を浪費することなく、今日まで健全財政を維持してきたことにも敬意を表しております。法人税収の増減に対応するために、一定の基準で取り崩しと積み立てによって財政運営の安定化を図っておられますので、議会としてもそういった取り組みに理解を示し、今後も大所高所に立って一層の施策議論を進めなければならないと思えます。

したがって、生活の分野では子供たちからお年寄りまで、産業分野では農業から商工業まで幅広い分野に目配りをした、現段階における精いっぱい予算編成作業によって適切に予算配分がなされていると私は判断しております。よって、議案第19号 平成22年度大口町一般会計予算に賛成するものであります。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第19号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(齊木一三君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 平成22年度大口町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第20号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成22年度大口町国際交流事業特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第21号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第22号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成22年度大口町老人保健特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第23号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) それでは、議案第24号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論をさせていただきます。

私は、今度のこの議案を見させていただきながら、高齢者に対する社会保障制度についてまとめてみました。いろいろ書いてあるんですけども、まず1946年11月に憲法が公布されて、第25条で国の責務による生存権の保障が明記される。これは、戦後になってからそういう憲法ができて、生存権の保障が明記されるようになりました。また、1948年には世界保健機構(WHO)が創設される。それから、1953年には軍人恩給というのが復活するんですね、この年には。それから1955年10月、これは昭和30年になるわけですけども、厚生省は国保を強制加入にする。それから老齢年金の創設など社会保障6ヵ年計画を内定したのが昭和30年です。それから、その5年後の1960年12月に岩手県和賀郡沢内村というところで、国保を10割給付、65歳以上の被保険者を対象にして医療費の無料制度をこのときに創設をしたんです。その翌年からは、60歳以上の高齢者と1歳未満児の医療費を10割給付の形で無料にしました。沢内村では、この年の乳児の死亡が全国で初めてゼロ人というのを達成したそうです。本当に私は驚きました。

それから、1961年には新国民健康保険法が施行されて国民皆保険制度がスタートしますが、このときには5割給付でした。つまり医療費の半分を自己負担しなければならないという制度でした。

それから、1963年7月には老人福祉法というのが公布されます。これは後で述べますが、大切な法律です。それから、1966年に国民健康保険法が改正されて、5割給付から7割給付になりました。このころから全国的に老人医療費の無料化の機運が高まっていった、こういうことです。しかしながら、1969年には自民党は国民医療対策大綱を掲げて老人医療費の無料化を牽

制しますが、その年の12月に、東京都では70歳以上の福祉年金受給者を対象に医療保険の10割給付を開始しました。それから、1973年1月には老人福祉法の改正で国の老人医療費無料制度が発足しました。その後、老人医療費の無料制度の見直しの議論がたびたびなされ、それに対する反対運動も大に行われました。それから1983年2月には、老人保健法が施行されました。これは、老人福祉法から医療費支給項目のみを老人保健法に移管させたものです。これによって、老人医療費無料制度が廃止され、現役世代には老人医療への拠出を義務化されました。こうしたことが老後不安を増大させて、1984年には自殺者が前年よりも1,000人もふえる、自殺する人が7,000人台に到達したんです、この年に。1991年には、老人保健法の改正で一部負担金の引き上げが行われ、それ以降、再三負担の引き上げが行われました。それで、今回の2008年4月には後期高齢者医療制度が施行されるに至りました。余りにひどい内容で、この6月には日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党共同で参議院で廃止法案が可決されました。現政権はどうかというと、廃止の先送りをしようとしている。国民の期待を裏切ることになります。

こうした高齢者に対する医療を中心に歴史をひもといていくと、戦後の30年間は高齢者を大切にしようという精神が政治に盛り込まれていることがよくわかります。しかし、現在に続く後の30年はどうかということ、持続可能な医療体制を構築するためと言いながら、高齢者からお金をどんどん取る路線に転換をしています。健康維持にも自己責任が求められるようになっています。保険料の払えない人からは保険証を取り上げるといったようなことが、高齢者にも求めてくるということは異常なことではないでしょうか。

先ほども例に挙げましたが、岩手県の沢内村では、今は西和賀町というところに合併されてありませんけれども、深沢晟雄村長、この人が60歳以上の人の医療費を無料にしたのですが、今から48年前のことです。憲法は第13条で、すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする、こういうふうに憲法第13条では規定されているんですね。第25条には、御承知のとおりでありますけれども、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、また社会福祉、社会保障、そうしたものを国は増進しなければならないということが第25条にも書かれております。この深沢村長という人は、憲法に書いてあることを国がやらないのであれば、村を挙げてこれを実現するというので実行しました。賛否はあったわけですが、村の人と対話と行脚を繰り返してこうしたことを実現したそうであります。安心して医療を受けられる体制ができたのと同時に、揺りかごから墓場まで総合的な予防体制ができたそうです。病気は重くなってからかかるのではなく、軽いうちに治すということが浸透していきました。今こそ、そうした予防体制の構築が必要ではないでしょうか。

後期高齢者医療制度は、病院から高齢者を追い出すことによって医療費を引き下げるとい
とんでもない制度です。うば捨て山の制度だと言われるのはそのためです。1963年に制定され
た老人福祉法の精神はどこへ行ってしまったのでしょうか。この第2条には、「老人は多年に
わたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛され
るとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」、こういうふう
に書かれているんです。さきに申し上げたこの老人福祉法の基本理念に立ち返り、私は後期高
齢者医療制度を廃止すべきだというふうに考えています。

また、今回は47都道府県のうちでも、この保険料の引き上げ率も非常に高いというふうに言
われているのが愛知県の後期高齢者医療制度であるということもつけ加えて、私はこの条例案
には反対をする立場であります。以上です。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 木野春徳議員。

12番（木野春徳君） 議案第24号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、
賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療は、高齢化の進展により増加する医療費を国民全体で支え、家族や社会に長
年尽くされた高齢者の方が安心して医療が受けられるよう、老人保健制度にかかわって創設され
た医療制度であります。

平成22年度は保険料率の改定年で、医療費の増大により所得割の保険料率は0.4%上昇しま
すが、公費負担、後期高齢者支援金、被保険者割合は適正に行われていると考えます。また、
保険料に係る特別軽減については、平成21年度に引き続き、均等割9割・8.5割、所得割5割
軽減など所得に応じて軽減措置がされています。

現在、国においては、現行制度を見直し、新制度への移行が議論されていますが、それまで
の間については、引き続き高齢者の方が健康に生活し、安心して医療を受けられるためには必
要な医療制度であり、県内の全市町村で設置された愛知県後期高齢者医療広域連合の運営の根
本である保険料収入並びに負担金等に関する重要な特別会計予算であり、その内容も適正なも
のと判断します。

なお、新たな高齢者医療制度改正に向け、十分な審議が行われ、国民が納得できる制度とな
るよう期待し、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第24号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(齊木一三君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第25号 平成22年度大口町介護保険特別会計予算の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。
続いて、議案第25号の採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第26号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。
続いて、議案第26号の採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第27号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。
続いて、議案第27号の採決に入ります。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第28号 平成22年度大口町社本育英事業特別会計予算の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第28号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時32分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までについて（提案説明・討論・採決）

議長（齊木一三君） 続きまして日程第3、議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正についてから議員提出議案第3号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核拡散防止条約（NPT）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号について、酒井廣治議員説明願います。

6番（酒井廣治君） ただいま議長さんの御指名をいただきました。

議員提出議案第1号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成22年3月23日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 大口町議会議員 | 酒井廣治 |
| 賛成者 | 大口町議会議員 | 吉田正 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 柘植満 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 鈴木喜博 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 吉田正輝 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 木野春徳 |

” 大口町議会議員 酒井久和

(提案理由)

この案を提出するのは、常任委員会所管事項を見直すため必要があるからである。

議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。1ページをお開きいただきます。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例。

大口町議会委員会条例(昭和31年大口村条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、文教福祉常任委員会の所管になっておりました地域協働部の所管に関する事項を、総務建設常任委員会の所管に改める改正であります。

附則、この条例は、公布の日から施行し、公布後初めて行う常任委員の選任の日から適用する。

以上で、議員提出議案第1号の説明とさせていただきます。

議長(齊木一三君) 続きまして、議員提出議案第2号について木野春徳議員、説明願います。

12番(木野春徳君) それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議員提出議案第2号について議案の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議員提出議案第2号

民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月23日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 大口町議会議員 | 木野春徳 |
| 賛成者 | 大口町議会議員 | 吉田正 |
| ” | 大口町議会議員 | 岡孝夫 |
| ” | 大口町議会議員 | 宮田和美 |
| ” | 大口町議会議員 | 丹羽勉 |
| ” | 大口町議会議員 | 鈴木喜博 |
| ” | 大口町議会議員 | 酒井久和 |

民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書

新政権になり、子育て政策・少子化対策に希望を持ったものの、緊急経済対策で出された幼

保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革には、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会で行われている保育制度改革論議と変わらないものになっています。これらは、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革であり、介護保険の問題点や障害者自立支援法が廃止決定に至ったことを見れば、その破綻は明らかです。このような方向で改革が進められていくことに不安を覚えます。

その上、「子ども手当の財源」をめぐり「民間保育所運営費の一般財源化」が浮上してきました。地方財政が逼迫している中、私立保育所運営費を一般財源化することは、子どもの育ちを支える保育を後退することになります。待機児童対策、少子化対策を進めるためには国が財源を確保し、認可保育所の整備・運営を保障することが必要不可欠です。

平成16年度の公立保育所運営費の一般財源化では、保育所が増えるどころか、地方自治体では財政難を理由に民間委託が進み、当時の総務大臣が「そのことに危惧を感じている」という発言もされました。

実際、公立では保育所増設もされず、公立保育所保育士の非正規化・非常勤化が進み、子どもを育む環境に厳しい問題が生じています。

国の責任として、すべての子どもの育ちを保障することが求められます。

民間保育所運営費の一般財源化は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらします。新政権の政策合意である「保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努める」にも反することです。

よって、当議会は民間保育所運営費の一般財源化は行なわないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月23日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘 |
| 参議院議長 | 江田五月 |
| 内閣総理大臣 | 鳩山由紀夫 |
| 厚生労働大臣 | 長妻昭 |

以上で説明とさせていただきます。

議長(齊木一三君) 続きまして、議員提出議案第3号について土田進議員、説明願います。

8番(土田進君) ただいま議長さんから御指名をいただきましたので、議員提出議案第3

号について朗読をもって説明させていただきます。

議員提出議案第3号

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核拡散防止条約（NPT）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年3月23日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 大口町議会議員 | 土田進 |
| 賛成者 | 大口町議会議員 | 田中一成 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 柘植満 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 酒井廣治 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 吉田正輝 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 倉知敏美 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 宇野昌康 |

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核拡散防止条約（NPT）再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

核兵器は未だに世界に存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮拡大するイラン、核実験を強行し、世界的に脅威を及ぼしている北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

大口町議会は、昭和60年に「平和と国際協調を理念とした平和憲法の精神からも、核兵器の全面廃絶は全人類の死活にかかわる重要な緊急の課題である」とし「平和行政を積極的に推進し、核兵器廃絶の世論を喚起するため」非核平和宣言を議決しており、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同するものである。

国及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案するとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働きかけていくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3 月23日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘 |
| 参議院議長 | 江田五月 |
| 内閣総理大臣 | 鳩山由紀夫 |
| 総務大臣 | 原口一博 |
| 外務大臣 | 岡田克也 |

以上であります。

議長(齊木一三君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号から議員提出議案第3号については、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第1号 大口町議会委員会条例の一部改正について討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第2号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出議案第3号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核拡散防止条約(NPT)再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第3号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成22年第2回大口町議会定例会を閉会といたします。

(午前11時02分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会副議長 鈴 木 喜 博

大口町議会議員 酒 井 廣 治

大口町議会議員 丹 羽 勉

写

平成22年3月12日

大口町議会議長 齊木 一三 様

総務建設常任委員会

委員長 倉知 敏美

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|------|---------------------------------------|------|
| 第9号 | 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第10号 | 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第12号 | 大口町明日のまちづくり基金条例の制定について | 原案可決 |
| 第13号 | 平成21年度大口町一般会計補正予算(第9号)(所管分) | 原案可決 |
| 第16号 | 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) | 原案可決 |
| 第17号 | 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 第19号 | 平成22年度大口町一般会計予算(所管分) | 原案可決 |
| 第20号 | 平成22年度大口町土地取得特別会計予算 | 原案可決 |
| 第26号 | 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 第27号 | 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算 | 原案可決 |

写

平成22年3月11日

大口町議会議長 齊 木 一 三 様

文教福祉常任委員会

委員長 丹 羽 勉

文教福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 結 果 |
|------|------------------------------|------|
| 第13号 | 平成21年度大口町一般会計補正予算(第9号)(所管分) | 原案可決 |
| 第14号 | 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | 原案可決 |
| 第15号 | 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 第18号 | 平成21年度大口町社本育英事業特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 |
| 第19号 | 平成22年度大口町一般会計予算(所管分) | 原案可決 |
| 第21号 | 平成22年度大口町国際交流事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 第22号 | 平成22年度大口町国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 第23号 | 平成22年度大口町老人保健特別会計予算 | 原案可決 |
| 第24号 | 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 第25号 | 平成22年度大口町介護保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 第28号 | 平成22年度大口町社本育英事業特別会計予算 | 原案可決 |